

第3回 情報連携基盤技術ユーザーサブWG
議事要旨

日時：平成23年6月23日（木） 10：00～12：00

場所：三田共用会議所 大会議室

出席者：佐々木情報連携基盤技術WG座長、戸田委員、山戸委員、望月委員、廣川委員、
大高委員、志波委員（代理）、志村委員、井堀委員、浅見委員、佐藤委員、森委員、
村瀬委員、吉野委員、井上様（オブザーバー）

（議事次第）

1. 開会
2. 議事
 - （1）個人情報保護WGの検討状況について
 - （2）社会保障分野サブWGの検討状況について
 - （3）情報連携基盤技術WGの検討状況について
 - （4）委員提出資料について

（会議概要）

1. 開会
2. 佐々木座長挨拶

佐々木情報連携基盤技術WG座長から、開催にあたっての挨拶と報告が行われた。概要は以下の通り。

6月7日に第5回情報連携基盤技術WGを開催し、番号連携方式、リンクコード等の使い方、情報の送受信等について議論を行った。私自身もセキュリティ、プライバシーに関してフォルトツリー分析を行った結果、運用をしっかりと行えば、仕組みとしては安全性が高いという結論を報告した。また、6月14日には、両WGの座長・座長代理会合を行い、法と技術の両面から意見交換を行った。

情報連携基盤技術については、今後、大綱策定後も引き続き議論が必要と考えている。

3. 向井審議官挨拶

向井審議官から、開催にあたっての挨拶が行われた。

4. 議事

- 二点質問したい。一点目は、具体的な例として、保険料の支払手続等が示されているが、例えば、病院を退院した後の診療所等への申し送りや、地域医療や介護等との連携に「番号」や情報連携基盤は用いられるのか。このような「番号」や情報連携基盤が、どのように国民の生活に活用されるのか。

二点目は、企業等が番号を付加してデータベースを作ってはいけないとあるが、例えば、企業が社員の特別徴収の納税のために給与等データベースに「番号」を付加して自治体に電子的データで送ることが考えられる。企業内には社員の人事記録等あらゆる情報があり、社内で紐付けられてしまう。これは事実上規制するのか、「番号」のデータベースではないと判断されるのか。

- 一点目の質問について、記載された利用事務は要綱段階でまとめた代表事例であり、これらに限られるものではなく大綱では社会保障分野サブWGの検討事項からも追加される。医療については個別法といったことも視野において検討することとなっており、番号法そのものではなく、個別法の対象となり得るのかも知れないが、何らかの形で当然、対象となってくるものと考えている。

二点目の質問については、データベースの作成には該当するが、「正当な理由」に該当するかどうかのポイントである。個人情報の保護の担保と、企業への過度な負担への配慮とのバランスを考え、必要であれば「正当な理由」の一つの項目として書き加えたいと考えるが、この場で即答することは難しい。

- 自治体では、例えば介護であれば地域包括支援センターのようなところに市民の介護情報を集約して持っている。そのような場所で、「番号」や情報連携基盤を使えるのかどうか。自治体にとっても国民にとっても具体的に何が良くなるのか、という姿が見えてこない。行政事務ばかりであると、国民の生活等にとってはメリットに見えてこない。情報連携基盤が結果的にどのように活用され、国民がどういうメリットを得られるのか、まとめてもらいたい。

- 1月の基本方針では、医療・介護の現場での活用を想定して番号制度を検討していくことが明記されている。社会保障分野サブWGでも、医療関係者を含めて活用を検討している。ただし、現場の方々から、医療・介護情報をスムーズに活用できる仕組みが欲しい、という要望がある一方で、情報の保護方策についても議論を詰めた上で仕組みを作って欲しい、という意見もある。医療・介護の分野での活用を目標に、今後、検討していきたい。

- 任意代理には厳格な代理確認手段ということが謳われているが、マイ・ポータル上で税理士等の代理人が電子証明書等で署名すれば、社会保険料控除の対象となる保険料や

医療費等の算出に必要な情報等が確認できるのか。方向性があれば教えて欲しい。

- 今後、技術等も踏まえて検討するところである。現行の認証システムは制度によって幾つかの方法があるが、任意代理の手続きは、本人だけでなく、代理人の認証も含めた考え方を検討した上で適切な仕組みを提示したいと考えているところである。
- 社会保障分野における「番号」と情報連携の在り方について、具体的にどのような検討を行っているのか。社会保障分野に年金分野は入ると考えているが、社会保障分野で別の番号及び情報連携を検討しているとする、技術的にも考慮しなければいけないことがある。
- 技術的な部分は、情報連携基盤技術WGの検討を踏まえながら、社会保障分野におけるあり方について検討する方針である。具体的にどのような機微性の高い情報のやりとりが必要か等を踏まえながら、意見を今後取りまとめていくことを考えている。どこまで提言、検討すべきか、他のWGの動きも踏まえながら考えているところである。
- 佐賀県で市町村を集めて開催した5回の勉強会、市町村向けの説明会の中で出てきた意見を原案として整理し、大分県、北海道とも意見調整した。①市町村事務の多くは自治体内部で処理しており、各セクション間での個人情報の連携についても考慮していただきたい。②自治体内部の情報システムの変更や窓口での対応に係る不安がある。また、利用が高まると見込めるものになった上で、システム改修対応やコスト負担をしたい。③地方自治体の判断で福祉分野や低所得者対策等へも対象を広げられるようにしていただきたい。
- 第5回情報連携基盤技術WGに提示された比較提案について、ユーザーサブWGの委員も意見を述べるべきと考えている。番号連携方式について、案1の「番号」で連携する方式に関して、セキュリティ・プライバシー面については、民間のセキュリティ要件を高くすれば良いのではないかと。また、もっと細かくリスク分析を行えば、「番号」で連携することも最高裁判決の対象とならない可能性もあるのではないかと。質問として、「番号」を保有していない情報保有機関との連携というものは考えられるのか。また、想定される懸念、リスク等は具体的にどのようなものか明示いただきたい。さらに、個人情報を使用された場合に、本人にメール等での通知ができないか。案2はコストパフォーマンスの低下が予想されると、運用性の低下を心配している。データ送受信方式は基本的に同意見である。
- 番号連携方式について、「番号」で直接連携を行い、情報連携機能、付番機能の配置を再検討した案を作成した。案1は「番号」で直接連携を取ってしまうもの、案2はIDコード付番機関を情報連携基盤に持ってきたものである。コストパフォーマンスを考慮す

ると、情報システムは簡素化し、他の手段でセキュリティを担保すれば良いのではないか。

- 市町村では様々な分野で共通して利用できる「宛名システム」を持っているが、県には無いため、新規にデータベースを構築しなければいけない。情報保有機関の範囲を早期に明確にしてもらわないと、情報システム対応が高コストになる可能性がある。

付番には時間がかかり、発行した「番号」と本人の紐付けミスが心配である。そこで「番号」から住基コードを経由して最新の4情報を取得できる仕組みを再検討頂きたい。また、第三者機関の監視対象は情報連携基盤であり、情報連携はすべて情報連携基盤を通して行うべきである。情報連携基盤以外の基盤を使って名寄せをされた場合に監視できない。情報保有機関との間での情報連携は情報連携基盤だけとしてはどうか。

ＩＣカードについては、身分証としての利用も考えられるため、券面への「番号」記載は選択制にしてはどうか。

- 福祉分野は入ると考えている。児童福祉分野も射程内であると考えている。自治体内での市民の個人情報の利用は、個人情報保護法等の法制度の制約はあるが、条例改正を行うなど、自治体の判断で利用すべきは利用する等の対応をできる部分もあると思っている。質問に関しては、「番号」との紐付けを行わずとも、利用番号と紐づいて情報を利用する場合は、連携を認める場合がある。「番号」だけでなく、その他の利用番号との連携も含めた将来の拡張性も考えている。また、想定されるリスク等に関しては、できる限り具体的に示すことが必要だと考えている。

情報保有機関における「番号」のテリトリーは、福祉分野は条例改正で対応可能であるとのことから射程圏に入ってくると考えている。また、住基4情報の最新化は、検討しなければいけないと認識している。

情報連携は全て情報連携基盤を通して行うべきというご意見については、例えば法定調書は情報保有機関が税務署長へ提出するが、民間企業の法定調書が情報連携基盤を通して税務署長へ提出されるとは想定していない。法の位置づけ、バランス等を考えた場合、すべての情報について情報連携基盤を通す必要はない。どのような仕組みが合理的か、考えていく必要がある。

- ＩＣカードの「番号」券面表示は、難しい問題である。見える「番号」を国民に交付し、本人確認も含めて法定調書に記載するものとして考えた場合、「番号」の券面記載は必須と考えている。住基カードという性格を考えると限界があることは認識しており、どのようにするか、検討事項である。

- 地方公共団体における個人情報の保護については、自治事務として地方公共団体の条例によって統制されている。法律に規定している本人同意の原則についても、原則はそうなのであろうが、結局は地方公共団体の条例でどう定めているかによって自治体の職

員は規律されているはずである。もし現行法及びそれに基づく基本方針では支障があるというのであれば、どの部分かご教示願いたい。

- 個人情報保護に関して補足する。本人同意や法令上明確に定められている場合等に、地方税法総則の守秘義務が解除される場合があり、いくつかの市町村の例では、所得情報の利用の同意を確認した上で連携している例もある。公営住宅については、公営住宅法に則って各現場で連携を行っている例もある。番号制度の下での情報連携については、こうした現行制度上の取扱いを踏まえこれまでの同意や法令の手当をどうするか、検討すべきと考えている。
- 県の場合は、各部局が国の省庁と同じような形になっている。各局間の連携が多く、情報保有機関の概念の整理が重要である。県立病院が公益企業である県もあったり、独立行政法人である県もあったり、さまざまな形があり、分野間の連携がうまくいかないかも知れない。情報保有機関の考え方は、一律に国、県、市とするのは簡単だが、もう少し練ってほしい。また、情報連携基盤を通さなくてもよいということは、別ルートを作ることである。さまざまなルートができると収拾がつかなくなるのではないか。情報連携基盤に集中させ、そこをしっかりと管理した方が、運用面からも良いのではないか。
- 情報保有機関がそれぞれ同じ機能を持つことは非効率的なので、みんなで共同利用できる仕組みを考えて欲しい。情報連携基盤側に機能を持つことも考えられる。連携用データのあり方について、震災対応も含めて、特に小さな自治体も想定した広域化あるいは共同化等も考え直す必要がある。

市町村担当職員を対照に説明会・意見交換を行うという説明があったが、例えば税や電算部門の担当職員だけが集まってしまうことのないように、意見交換する人たちを上手に集めて欲しい。シンポジウムについては、有識者のご意見を聞くだけの片方向で終わらないように、多くの方の参加、意見収集ができるように工夫して欲しい。
- 一点目は、税・社会保障に限ってまとめ始めることはやむを得ないが、基本方針に示されたように、より広い行政分野、民間での活用を継続して検討して欲しい。二点目は、全ての企業が「番号」を取り扱いうる事業者になる。システムの改修等により、事業者の対応も必要になる。そのため、企業ユーザーの現場の意見をよく聞いて欲しい。三点目に、最近の大きな変化は、3月11日の問題である。要綱段階でも大震災対応が入っているが、復興の基盤として、情報連携基盤が復興にも十分に役立つと思う。当初の計画では全国一律に導入するとしていたが、被災地では緊急的に導入が必要な場合もありうる。この場の知見を復興復旧にも役立つようにして欲しい。
- 銀行業界では、顧客から「番号」の告知を受ける場面で、顧客に過度な負担とならな

いような制度設計に配慮して欲しい。具体的には、税制としての準備期間の必要性、既存の枠組みの中で顧客から番号を通知いただける方法に配慮して欲しい。

- 確定申告時の代理人である税理士等の電子署名で電子申告、eLTAXができるようになっているが、(番号制度の実現後も)継続させることを検討して欲しい。個人の確定申告は、相当の負担がかかるため、締切り直前の数日に集中する。現在のeLTAX、e-Taxと同様の現状の仕組みを残すのか、すべて廃止して共通番号制度に含めてしまうのか、検討して、回答して欲しい。
- 基礎自治体からのお願いです。情報連携基盤で情報を取得できることは有意義だが、時間軸やレスポンスの議論がされていない。住民を目の前にして、情報を取得し、即時に医療証が発行できるか等、利用する側の観点にも配慮して欲しい。
- 第6回情報連携基盤技術WGは6月30日に開催予定である。次回ユーザーサブWGの日程は別途調整する。

以上